

## 別紙

### 個人情報の取扱いを定める特約

#### (目的)

第1条 本特約は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第66条に基づき、業務委託に関して、個人情報の取扱いについて共通する事項を定めることにより、個人情報の流出防止をはじめとする保護を実現することを目的とする。

#### (定義)

第2条 この特約において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報 氏名や住所、電話番号及び家族構成など個人に属する情報をいう。
- (2) 受託者 個人情報を取り扱う業務の処理の委託を受けた者をいう。
- (3) 滅失等 個人情報の滅失、破損、改ざん、漏えい及び盗用をいう。

#### (秘密の保持)

第3条 受託者は、本契約による業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (個人情報の滅失等の防止等に関する義務)

第4条 受託者は、個人情報を善良なる管理者の注意義務をもって厳重に管理するものとし、滅失等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

#### (個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第5条 受託者は、委託業務の目的以外に個人情報を利用してはならない。但し、本人又は保護者の同意を得ている場合はこの限りではない。

2 受託者は、業務に関連して知り得た個人情報を第三者に開示、公表、及び配布等をしてはならない。

#### (個人情報の複写及び複製の禁止)

第6条 受託者は、個人情報を委託業務の目的以外に複写及び複製してはならない。但し、市から事前の承諾を得たときはこの限りではない。

2 受託者は、委託業務の目的の範囲内であっても、複写または複製を業務遂行の必要最小限に止めなければならない。

#### (個人情報の滅失等の事故発生に関する報告義務)

第7条 受託者は、滅失等があった場合は速やかに市へ報告しなければならない。

2 受託者は、滅失及び破損等があった場合は速やかに原因を特定するとともに、滅失等が発生した原因及び経緯に関して書面で報告しなければならない。

#### (個人情報の破棄)

第8条 受託者は、委託業務が終了したときには、個人情報を記録した媒体及びその複製物を破棄するものとする。

#### (従事者への周知)

第9条 受託者は、本契約の業務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その業務の実施により知ることのできた個人情報を他に漏らしてはならないこと、又は契約の目的以外の目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。